

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年12月まで
② 昭和40年1月から同年3月まで

当時、集金人が3か月に一度自宅を訪れ、国民年金保険料を集金していた。私は、当然納付されたものだと思っていたが、次の集金人が来たときに未納であると伝えられたので、A市町村役場B支所に出向き、未納となっていた保険料を納付した記憶がある。保険料は、月額150円だったと思う。

申立期間の保険料について、納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年1月30日に国民年金に任意加入した以降、申立期間②の3か月を除き、国民年金加入期間について、保険料をすべて納付している。

また、申立人は、自宅を訪れていた集金人から未納があると言われ、A市町村役場B支所で未納となっていた保険料を納付したと主張しているところ、当時、市町村では、現年度保険料に未納がある場合は、納期限前に被保険者に対し未納保険料の納付勧奨を行っていたことが確認できる上、申立期間②当時、A市町村役場B支所では、国民年金保険料の収納事務が行われていたことが確認できることから、申立期間②の保険料を納付したとする申立人の主張に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和38年2月1日、資格取得は同年1月30日であることが確認でき、申立人は、申立期間①について、国民年金に加入していないこと

から、同期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払出しの事実の確認できないとともに、ほかに申立期間①の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 3 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月から 56 年 3 月まで

社会保険事務所で年金記録を確認してもらったところ、昭和 55 年 3 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、還付された記録となっており、未加入期間となっているとの説明を受けたが、同期間の国民年金保険料は、確かに支払っており、還付を受けた記憶は無い。

申立期間が未加入とされていることには納得がいかない。国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している昭和 54 年度及び 55 年度に係る国民年金保険料納入済通知書兼領収証書により、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について、昭和 55 年 3 月分については昭和 54 年度分として昭和 54 年 5 月 1 日に前納、55 年 4 月から 56 年 3 月までの分については 55 年 5 月 1 日から同年 7 月 15 日までに 4 回に分けて現年度納付していたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、国民年金の任意加入被保険者であったが、申立人の国民年金被保険者台帳の記録から、申立期間の保険料が納付された後に、資格喪失日を昭和 55 年 3 月 1 日とする遡^{そきゆう}及した資格喪失処理が行われ、同年 9 月 30 日に納付済みであった申立期間の保険料が還付された旨の記録が確認できる。

しかしながら、申立人について、国民年金保険料が納付済みの昭和 55 年 3 月から 56 年 3 月までの期間を遡^{そきゆう}及して資格喪失処理させる合理的理由は無く、適切な事務処理が行われたものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 59 年 3 月まで

平成 4 年 5 月ごろ、国民年金保険料の納付を免除されていた申立期間の夫婦二人分の追納納付書が送付されてきたので、数日後に A 金融機関 B 支店の窓口で、夫婦二人分を一緒に納付した。追納保険料の金額は 12 万円ぐらいだったと思うが、少し多めの 15 万円を夫名義の口座から引き出し、保険料納付に充てた記憶がある。

国民年金制度発足当時、夫婦同時に国民年金に加入し、保険料納付が始まった昭和 36 年 4 月から、常に夫婦一緒に納め、未納や納付が遅れたことは無かった。また、平成 4 年当時は、夫の収入は十分にあり、同居する長男にも収入があったので、生活に困るようなことは無く、追納保険料については間違いなく納付したはずである。夫の記録は追納となっているのに、自分の記録だけが追納された記録となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から夫婦一緒に国民年金に加入し、申立期間の 10 か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、納付済みとされている全期間の保険料は、夫婦二人とも現年度納付されていることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、全額免除となっていた申立期間の追納保険料について、送付されてきた納付書により、夫婦二人分約 12 万円を平成 4 年 5 月ごろに金融機関で納付したはずであると主張するところ、社会保険庁の記録から、申立人の夫については、同年 5 月 13 日に申立期間の保険料（5 万

8,300 円) が追納されていることが確認できる上、申立人が記憶している納付金額は、申立期間に係る夫婦二人分の追納保険料の金額とほぼ一致している。

さらに、申立期間の保険料を免除申請した経緯や追納したとする平成4年5月当時の経済状況に関する申立人の主張は具体的であり、不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から同年 9 月まで

当時は、独立して商売をしていた時で、経済的に苦しい思いをして国民年金保険料を納付した記憶がある。昭和 59 年 4 月から同年 9 月までの期間は妻の分が納付になっているが、妻の分のみの納付は考えられない。保険料の納付は常に私が管理し、納付書により納付する場合は、いつも二人分を納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その妻の国民年金保険料と一緒に納付したと主張するところ、妻については納付済みとされていることが確認できる。

また、社会保険庁の納付記録から、納付記録のある昭和 62 年 4 月から 63 年 9 月までの期間の納付年月日は夫婦間で同じであること、及び当該納付期間以外の保険料未納期間についても夫婦共に同じであることが確認でき、夫婦二人分の保険料と一緒に納付していたとの申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 6 月まで
結婚前の A 都道府県在住の際、定期的に銀行に行って国民年金保険料を納めていたので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間である上、申立人は、加入手続き時に遡^{そきゆう}及して資格取得した期間の過年度保険料も納付し、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の金額や納付した銀行の名称及び所在地を具体的に記憶している上、申立期間直後の昭和 50 年 7 月以降の保険料について納付書により現年度納付していたことが確認でき、申立期間の 6 か月についても同様に現年度納付していたとする申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月から48年3月まで
② 昭和54年3月

国民年金保険料の納付については、父親が管理し、家族全員分の保険料を納付していた。両親は納付しているはずだし、自分だけが未納とされているのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間①については、A市町村の保管する国民年金被保険者名簿の記録では、納付済みとされていることが確認できる上、申立人の保険料を納付していたとされるその両親も国民年金保険料をすべて納付していることが確認でき、申立期間の保険料についてはその父親が納付していたとする申立人の主張に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間②については、社会保険事務所の記録により、平成8年11月22日に、申立人の国民年金被保険者資格の取得日の記録を昭和54年4月1日から同年3月31日に変更する処理がされたことが確認できる。

このため、申立期間②は、昭和54年当時、国民年金に加入していない期間であり、未加入期間の納付書は発行されないため、申立期間②の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年11月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 1 月 9 日から 20 年 8 月 29 日まで

A 株式会社の退職時に、厚生年金保険についての説明は無く、私は脱退手当金の書類を書いたことも、受け取ったことも無い。社会保険事務所の担当官から、A 株式会社の在職分は脱退手当金として受給したことになっていると説明されたが、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 株式会社退職時に脱退手当金の説明は受けておらず、被保険者証も受け取っていないため、脱退手当金は請求していない。」と主張するところ、社会保険事務所の保管する A 株式会社に係る労働者年金保険被保険者台帳索引票、健康保険労働者年金保険被保険者名簿のいずれにも脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示は無い。

また、A 株式会社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている 330 人のうち、社会保険庁のオンライン記録で資格取得年月日等が確認できる者が、申立人を含め 61 人おり、このうち、脱退手当金が支給されている記録が確認できるのは申立人のみであることから、事業主が代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人がその後に入社した B 株式会社では、A 株式会社における申立人の労働者年金保険記号番号が申立人の記号番号とされており、申立人が脱退手当金を受給していれば、それに伴う厚生年金保険被保険者資格喪失により当該記号番号が削除され、その後は別の記号番号となることが自然であることを踏まえると、申立人の脱退手当金が支給されたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年7月から44年5月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日を41年7月1日に、また、資格喪失日を44年6月1日とし、41年7月から44年5月までの標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月1日から44年6月1日まで

夫は、株式会社Aが発行した在籍証明書に記載されているとおり、昭和41年1月1日から44年5月31日まで、同社で正社員として勤務したので、当該期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが発行した在籍証明書及び当時の上司、同僚の証言から判断すると、申立人が会社設立当時の昭和41年1月1日から44年5月31日までの期間、株式会社Aに正社員として勤務していたことが認められる。

また、株式会社Aは、「詳細は不明であるが、正社員であれば、厚生年金保険に加入させていた。」旨の回答をしている上、当時の正社員数と厚生年金保険の加入者数がほぼ一致することが確認できる。

さらに、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所として社会保険事務所に届出をしたのは昭和41年7月1日であり、他の従業員についても同日から厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年7月から44年5月までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたものと認められる。

また、昭和 41 年 7 月から 44 年 5 月までの標準報酬月額については、当時の同僚の記録を基に判断すると、標準報酬月額を 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出され、その後に被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 41 年 7 月から 44 年 5 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年7月から44年5月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日を41年7月1日に、また、資格喪失日を44年6月1日とし、41年7月から44年5月までの標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月1日から44年6月1日まで

私は、株式会社Aが発行した在籍証明書に記載されているとおり、昭和41年1月1日から44年5月31日まで、同社で正社員として勤務したので、当該期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが発行した在籍証明書及び当時の上司、同僚の証言から判断すると、申立人が会社設立当時の昭和41年1月1日から44年5月31日までの期間、株式会社Aに正社員として勤務していたことが認められる。

また、株式会社Aは、「詳細は不明であるが、正社員であれば、厚生年金保険に加入させていた。」旨の回答をしている上、当時の正社員数と厚生年金保険の加入者数がほぼ一致することが確認できる。

さらに、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所として社会保険事務所に届出をしたのは昭和41年7月1日であり、他の従業員についても同日から厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年7月から44年5月までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和41年7月から44年5月までの標準報酬月額については、同

じ職種に従事していた当時の社員の記録や上司の証言を基に判断すると、標準報酬月額を6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出され、その後に、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届が提出されたにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年7月から44年5月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における資格取得日を昭和33年7月1日、また、資格喪失日を34年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月1日から34年3月1日

A事業所において勤務した昭和33年7月1日から34年2月28日までの期間は、人事記録のとおり、翌昭和34年度と勤務形態は変わらないので、厚生年金保険に未加入とされるのは納得できない。社会保険庁の記入漏れではないかと思われる。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び勤務日数確認簿により、申立人が昭和33年7月1日から34年2月28日までの期間、34年5月1日から35年3月1日までの期間及び35年4月1日から同年8月16日までの期間において、A事業所に月雇作業員として勤務していたことが確認でき、このうち、申立期間を除き、厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、申立人が主張するとおり、人事記録及び勤務日数確認簿において昭和33年度から35年度までの勤務形態に相違はみられない。

さらに、申立人がA事業所に勤務していた昭和33年度から35年度までの3か年について、同様に、A事業所において月雇作業員として勤務していたことの確認できる9人は、すべて3か年とも厚生年金保険に加入していることが確認でき、そのうちの二人は、「採用時に、厚生年金保険に加入するかどうか希望を聞かれたことは無かった。」と証言している。

加えて、社会保険事務所の保管するA事業所の被保険者名簿から、昭和33年度から35年度の被保険者数の推移をみると、33年度の資格取得者数は206人、34年度は225人、35年度は215人とおおむね同数であり、この3年間に、A事業所における厚生年金保険被保険者資格取得の取扱いに相違があった状況はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同じ業務に従事していた同僚の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出され、その後の被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることからは、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年7月から34年2月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から40年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から40年6月まで

昭和37年9月に事業所を辞めた後、A市町村役場の国民年金係の職員が国民年金に加入するよう自宅を訪問してきたので、同年10月ごろ、同役場で私自身が加入手続を行った。

保険料については、当時、町内会の年金係が集金に来て同役場へ届け、後日手帳を返しに来てくれていた。未納期間があることに納得がいかないので、再度調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、昭和37年9月まで加入していた厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の同年10月ごろに国民年金に加入し、自宅を訪れていた集金人に保険料を納付していたと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は36年3月8日に払い出され、35年10月1日に資格取得し、36年4月1日に資格喪失した後は63年9月まで加入していないことが確認でき、申立期間は国民年金に加入していない期間となっていることから、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

さらに、申立期間当時、A市町村役場で国民年金業務を担当していた元職員からは、「当時、国民年金協力員などが保険料の集金を行っていた。」との証言が得られたものの、申立人が居住する地区を担当していた元国民年金協力員は、「私は未加入者に対する加入勧奨が仕事で集金活動は行っていない。自分には集金人が集金に来ていた記憶も無い。」とする

証言もあり、ほかに申立人の申立期間に係る保険料納付をうかがわせる具体的な証言を得ることもできなかった。

加えて、申立人の妻も、申立期間については、国民年金に加入していない上、妻は、申立人の保険料納付には関与していないため不明であるとしており、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から49年2月まで

元夫と婚姻していた申立期間については、元夫の健康保険の扶養家族となっていたが、元夫が国民年金の加入手続をし、保険料も支払ってくれていたはずである。当時、住んでいたA市町村B地区では、C会が国民年金への加入を強要しており、元夫又はその母親が、同会に保険料を支払っていたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について国民年金に任意加入し、保険料は、元夫又はその母親がC会の集金人に納付していたと主張するところ、申立人の元夫は、申立人が国民年金に加入しその保険料を納付した記憶は無いとしている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和55年1月18日、資格取得は54年12月3日であり、申立人は申立期間当時、国民年金に加入しておらず、申立人の元夫又はその母親は、申立人の国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

さらに、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付するためには別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が当時居住していた地区の住民4人から聴取した結果、当該地区にC会が存在していたことは確認できたものの、同会は任意団体で、国民年金保険料の集金は行っていなかったことが確認できる上、申立期間以前においてA市町村B地区の国民年金保険料の集金をしていた者の

証言から、申立期間当時、既に集金人による保険料の集金は行われておらず、納付書方式により保険料が納付されていたことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から50年9月まで

昭和48年9月、A区役所に婚姻届を提出した際、国民年金保険料が未納になっていると説明され、「まだ保険料が高くないので、今のうちに加入したほうが将来のためになる。」と納付を勧められ、国民年金に加入した。

その後、同区役所職員と名乗る女性がアパートに来るようになり、昭和44年5月から50年9月までの未納保険料を3か月分ずつ納付したはずなので、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和48年9月、A区役所に婚姻届を提出した際、同区役所職員の勧めで国民年金に加入し、その後、自宅を訪れた集金人に申立期間の保険料を3か月分ずつ納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は同区役所に婚姻届を提出した約3年後の51年8月9日以降に払い出され、資格取得は44年5月13日に遡^{そく}及^{きゅう}して行われていることが確認でき、申立期間の保険料はすべて過年度保険料であり、A区の回答から、同区において国民年金保険料の集金が行われていたのは45年ごろまでであることが確認できる上、過年度保険料を区役所職員が集金することはできないことから、申立人は、申立期間の保険料を同区役所の集金人に納付することはできなかつたものと推認される。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立

期間のうち、少なくとも昭和44年5月から49年6月までの保険料は時効により納付することはできなかつた上、申立人と夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されているその夫についても、申立期間のうち、遡及^{そきゆう}して国民年金被保険者資格を取得した47年11月から50年9月までの保険料は未納となっていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から44年12月まで

昭和38年5月に結婚し、39年6月に引っ越した際、紺の制服に黒の皮鞆かばんを持った集金人が来たのを記憶している。自宅で集金人に現金で納付し、検認印が押された年金手帳を受け取った。アパートを移ったばかりだったのでよく覚えている。納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和39年6月に引っ越し先のアパートを訪れていた集金人に納付していたと主張しているところ、社会保険事務所の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は36年1月26日に払い出され、資格取得は35年10月1日に行われていることが確認できるものの、申立人は、結婚した38年5月24日に強制被保険者資格を喪失し、45年1月29日に任意加入するまでは国民年金に加入していないことが確認でき、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

さらに、申立人の所持する年金手帳（昭和45年1月29日に任意加入した際に発行されたもの）には、昭和35年10月1日資格取得、38年5月24日資格喪失、次の資格取得は45年1月29日と記載されており、申立期間について、国民年金に加入していた記録は記載されていないことが確認できる上、昭和44年度の国民年金印紙検認記録欄には、昭和45年1月から同年3月までの保険料が納付されたことを示す検認印は押されている

が、44年4月から同年12月までの検認印は押印されていないことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 8 月から 57 年 5 月までの期間及び同年 7 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 8 月から 57 年 5 月まで
② 昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月まで

夫が会社を辞めた昭和 56 年ごろに夫婦一緒に国民年金に加入した。税金などの手続や納付はすべて私が行っており、国民年金保険料の納付書も夫婦二人分と一緒に発送されていると思うので、主人の分だけ納付して、私の分だけ納付しないということは絶対に無いと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 56 年ごろに夫婦一緒に国民年金に加入し、申立期間の保険料について、申立人が夫婦二人分を一緒に納付書により納付していたはずであると主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その夫の手帳記号番号が払い出された 56 年 7 月 1 日と同一ではなく、その約 2 年後の 58 年 5 月 13 日に払い出され、資格取得は 56 年 8 月 21 日に遡^{そきゅう}及して行われたことが確認でき、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入していないため、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払出しの事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立

期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は、申立期間の保険料について、市町村役場から送付された納付書で納付した記憶しか無く、未納保険料としてまとめて納付したことは無いとしている上、申立期間のうち納付時期が確認できる申立人の夫に係る昭和 57 年度分の保険料は、すべて現年度保険料として納付されていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年3月まで
市町村役場の職員が集金に来て、年金手帳に丸い検認判を押していた記憶がある。義父、義母、夫及び自分の4人分の国民年金保険料と一緒に納付したはずなのに、自分の分だけ3年間も未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その義父が世帯4人（義父、義母、夫及び申立人）の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張するところ、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和39年4月28日、資格取得は35年10月1日に遡^{そく}及して行われたことが確認でき、申立期間当時、申立人は国民年金に加入していないため、その義父が申立人の保険料を集金人に納付することはできなかったものと推認される。

さらに、申立期間の保険料を納付するためには別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 9 月から同年 10 月までの期間、45 年 4 月から同年 10 月までの期間、46 年 4 月から同年 10 月までの期間、47 年 4 月から同年 10 月までの期間及び 48 年 4 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 9 月から同年 10 月まで
② 昭和 45 年 4 月から同年 10 月まで
③ 昭和 46 年 4 月から同年 10 月まで
④ 昭和 47 年 4 月から同年 10 月まで
⑤ 昭和 48 年 4 月から同年 10 月まで

申立期間については、毎年、父親が 1 年分の国民年金保険料を A 市町村役場 B 支所に前納していた。申立期間は出稼ぎ先で厚生年金保険の保険料も納付していて、国民年金の分と二重に納付していたが、保険料の還付は受けていない。国民年金保険料を納付したという記録も無いと言われたが、必ず納めたはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、毎年、その父親が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張するところ、父親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料納付には関与していないため、申立期間の保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 49 年 11 月 13 日、資格取得は 20 歳となった 44 年 C 月 D 日に遡^{そきゆう}及して行われていることが確認でき、申立期間当時、申立人は国民年金に加入していないため、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

さらに、申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 37 年 6 月 1 日まで
中学校卒業後すぐA社に就職し、昭和 38 年 9 月の退職まで 3 年 6 か月勤務した。同社の経理担当者からの紹介で就職し、当時、この経理担当者は、「厚生年金保険は掛けている。」と言っていた。
同社での厚生年金保険資格取得日が、入社した昭和 35 年 4 月 1 日ではなく、37 年 6 月 1 日となっており、納得がいかないので確認してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の同僚の一人は「昭和 28 年から勤務していた」としているが、厚生年金保険の資格取得は昭和 35 年 5 月 5 日、また、別の一人は「昭和 30 年か 31 年から勤務した」としているが、厚生年金保険の資格取得は昭和 33 年 11 月 1 日となっていることが確認でき、同社では、必ずしも入社後直ちには厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票によれば、申立人の加入記録は、昭和 37 年 6 月 1 日資格取得以外には無く、申立期間において、健康保険の番号に欠番も無い。

さらに、A社は昭和 57 年 12 月 26 日に全喪し、当時の事業主及び経理担当者も死亡しており、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月 30 日から 36 年 5 月 1 日まで
② 昭和 36 年 10 月 30 日から 37 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 38 年 10 月 30 日から 39 年 5 月 1 日まで

昭和 37 年 10 月 30 日から 38 年 5 月 1 日までの 7 か月間は厚生年金保険加入記録がある。ひと冬だけではなく、その前後も出稼ぎとして働いていたので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務期間に関する記憶は曖昧であるが、当時の同僚の証言から、申立人が、申立期間のうち申立期間③については、株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時、申立人と同じ現場で係長を務めていた元社員は、「季節労働者は厚生年金保険には加入していなかったと思う。季節労働者は、時間給であり、社員とは異なる取扱いとなっていた。」と証言している上、申立人と同様にB地区からの季節労働者として勤務していた同僚5人についても、申立期間については厚生年金保険の加入記録が無い。

また、社会保険事務所の保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について、申立人の加入記録は確認できず、健康保険の番号に欠番もみられない。

さらに、株式会社Aは昭和 52 年に全喪しており、当時の勤務及び厚生年金保険の加入状況が確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 6 日から 42 年 2 月 1 日まで

株式会社Aに夫婦で住み込みをしながら勤務し、昭和 38 年 4 月から厚生年金保険に加入していたが、申立人(亡妻)の年金加入記録をみると、41 年 6 月にいったん被保険者資格を喪失し、42 年 2 月に再加入したとされ、その間が未加入となっている。夫婦二人とも継続して勤務しており、申立人がいったん退職して再入社したことは無いので、調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立期間当時、申立人が株式会社Aに住み込みで、育児をしながらその夫とともに働いていたことは推認できる。

しかしながら、雇用保険の記録においても、申立人は申立期間について加入しておらず、当該記録は厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

また、社会保険事務所の保管する株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が昭和 41 年 6 月 6 日に同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失し、42 年 2 月 1 日に再取得した際の健康保険番号は異なる番号であったことが確認でき、再取得した際の標準報酬月額については、資格喪失する前の二分の一の金額である上、その当時の新規取得者と同額であったことが確認できる。

さらに、申立人の夫は、申立期間当時、申立人の給与の金額についての記憶が無く、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかについて

の記憶は無い。

加えて、株式会社Aには、当時の資料等が無く、申立人の勤務の実態等について確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月 1 日から同年 3 月 17 日まで
② 昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 1 月から株式会社 A で経理担当として働き、42 年 9 月からは B 事業所で働いた。いずれも、入社後において、すぐに厚生年金保険に加入したと思うので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、社会保険庁の記録では株式会社 A における厚生年金保険の加入期間が昭和 37 年 3 月 17 日から 42 年 5 月 21 日までとされているが、37 年 1 月 1 日から勤務し厚生年金保険に加入していたと主張するところ、雇用保険の記録では、同年 4 月 1 日に資格取得し、42 年 5 月 20 日に離職していることが確認できる。

また、申立期間当時の同僚は、「申立人より 1 年前に入社したが、試用期間を経て、2、3 か月後に社会保険に加入しており、加入時に上司から説明を受けた。」と証言している。

さらに、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録には、申立人が昭和 37 年 3 月 17 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した記録以外の加入記録は確認できないとともに、健康保険番号に欠番もみられない。

申立期間②について、申立人は、社会保険庁の記録では B 事業所における厚生年金保険の加入期間が昭和 43 年 5 月 1 日から 47 年 5 月 1 日までとされているが、42 年 9 月 1 日から勤務し厚生年金保険に加入していたと主張するところ、雇用保険の記録では、43 年 5 月 1 日に資格取得し、47 年 5 月 10 日に離職していることが確認できる。

また、申立期間当時、一緒に勤務していた複数の職員から、「B事業所の職員は、入社当初、先輩に同行して企業回りをし、その後の営業実績に応じて、所長が社会保険への加入の判断を行っていた。」との証言があり、同事業所では職員の営業実績に応じて社会保険に加入させていたものと推認される。

さらに、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録には、申立人が昭和43年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した以外の加入記録は確認できないとともに、健康保険番号に欠番もみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。